

平成3年9月21日

石狩市市民参加制度調査審議会

会長 吉田保雄様

来る10月1日、石狩市市民参加制度調査審議会が開催されます。その場において、「石狩湾一般海域洋上風力発電事業について市民参加手続きを求める要望書」の要望内容を審議していただくお願ひいたします。

石狩市市民参加制度調査審議会は、年1回のみ開催されます。開催まで大変差し迫っておりますが、これを逃すと、次の審議は1年後になってしまうため、是非ともこの機会に審議をお願いいたします。

石狩市が進めようとしている石狩湾一般海域における洋上風力発電事業については、経済産業省より9月13日に、「石狩市沖」が「一定の準備段階に進んでいる区域」に選定されたと発表がありました。大変大規模な事業であり、石狩市民のみならず多くの道民が影響を受ける事業であることから、市民参加制度が適用されるべきと考えますが、現在、そのような扱いがされておりません。事業は進展を続けており、大変危惧しております。当会は「石狩湾一般海域洋上風力発電事業について市民参加手続きを求める要望書」を作成しました。一刻も早く、この事業について市民参加手続き適用の必要性を審議していただき、正しい事業の進め方を明らかにするべきと考えます。

今回の要望書は、本日、石狩市へ提出いたしました。吉田保雄会長へは、石狩観光協会へ送付させていただきます。石狩市との協議が必要になるかと思いますが、是非とも審議会での審議の実現を願っております。

石狩市に対しては、10月1日の審議会において、当会の要望書の件を議題として扱うかどうかについて結論がでましたら、メールにてお知らせいただくようお願いしております。

また、要望書の要望事項（一部の要望理由の中に条例に関連した要望を記載しました）については、同様に石狩市に対して、文書にて回答をお送りいただくようお願いいたしました。

時間が限られており、ご多忙のこととは存じますが、どうか、ご理解の上、ご協力、ご検討、何卒よろしくお願ひいたします。

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会

代表 安田 秀子

〒061-3211 石狩市花川北1条5丁目307

Tel/Fax 0133-74-6198

携帯 090-6211-1602

E-mail : h.yasuda1007@gaea.ocn.ne.jp

平成3年9月21日

石狩市市民参加制度調査審議会

会長 吉田保雄 様

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会

代表 安田 秀子

石狩湾一般海域海上風力発電事業について市民参加手続きを求める要望書

要望事項

石狩市が進めようとしている石狩湾一般海域海上風力発電事業は市民参加手続きをとるべき行政活動ではないか、市民参加制度調査審議会において審議されることを求めます。

要望背景

石狩市は、今年2月、石狩湾一般海域海上風力発電事業について、利害関係者である石狩湾漁業協同組合と協議できる準備ができたとし、促進区域の指定に向けて北海道を通し、国へ情報を提供しました。その際、提供された「希望区域図」の海域は、石狩市が平成31年に策定した「石狩市風力発電ゾーニング計画」において、守り保全すべき「環境保全エリア」に指定された海域でした。

要望理由

1 石狩湾一般海域海上風力発電事業は、計画希望区域が石狩湾新港から厚田、浜益まで広大な海域で、建設される風力発電機の数は数百基に及ぶ可能性があり、相当な改変を伴う大規模工事となります。その工事および完成後の稼働の影響は、景観をはじめ、生活環境、自然環境と多岐にわたり、石狩市域を越えて広範囲に及ぶことが懸念されます。そのため、事業の実施にあたっては湾岸の周辺住民はもとより、全市域の石狩市民、近隣の小樽市民・札幌市民、自然保護団体等の関係団体や専門家から意見を聞く必要があります。

2 石狩市は「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例（市民の声を活かす条例）」を定めています。第5条の別表に定められた行政活動は、市民参加手続きを行わなければならないとされていますが、このたびの石狩湾一般海域海上風力発電事業は、このいずれかの行政活動に該当すると考えます。特に、別表の7「その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があること等の事情により市民参加手続きを行う必要があると認められる行政活動」に当たると考えます。

3 石狩市は今年2月に北海道へ、石狩湾一般海域海上風力発電事業を推進する準備が整ったとし、推進の意向とともに計画希望区域を情報提出しました。その判断の過程において非常に環境影響が大きい事業にも関わらず、石狩市環境審議会の専門家意見を聞くことも、石狩市議会において審議することも、市民意見を聴取することもなく、市の独断で決定され進められました。このことは2で示したように、本条例第5条第1項の市民参加手続を無視したことになります。また、第2項では、緊急その他止むを得ない

理由があるときは、市民参加手続きを行うことができなかつた理由の公表をするとされており、速やかになされなければなりません。

なお、石狩市の情報は北海道を介して国に提供され、9月13日、経済産業省から「石狩市沖」が「一定の準備段階に進んでいる区域」に選定されたと発表されました。

4 石狩市は、議会答弁などで市民参加手続を取らなかつた理由を「今後、国が設置する促進区域に向けた法定協議会の審議過程で行うパブリックコメントにおいて、市民の声を表明・反映する場がある」と主張しています。しかし、これは国が行う「事業者公募のための占用指針に対するパブリックコメント」であり、石狩市として洋上風力発電を推進していくという判断に対して意見を聴取するための市民参加手続きとは全く異なる別物です。促進区域に向けた法定協議会の場で、市民意見を伝えられるのは石狩市長だけですが、そのための意見聴取が市民を対象に広くなされていないことは大きな問題です。

5 本条例第27条では、市民参加手続きを経ずに市民から提出された提案、要望、苦情についても、内容等が条例の目的に合致していれば、その検討結果を公表するよう努めるとされています。これまで当会または当会が関わる団体より石狩市に提出された、石狩湾一般海域洋上風力発電事業についての要望書と石狩市の回答は、市民に公表されるべきであり、市民参加制度調査審議会の資料として共有されることを求めます。

※令和2年9月24日、当会が共同代表を務める「石狩湾洋上風車建設反対道民連絡会」は、石狩市へ2つの要望書（石狩湾一般海域での洋上風力発電事業を推進しないことを求める要望書、石狩湾新港洋上風力発電事業の中止を求める要望書）を提出しました。上記前者の要望書（別紙1）とそれに対する市の回答（別紙2）の公表を求める。

6 本条例第28条では、石狩市市民参加制度調査審議会（以下「調査審議会」）の役割は、以下の4つの事項について、市の機関の諮問に応じたり、又は市の機関に建議することであると規定しています。

（1）この条例の改正又は廃止に関する事項 （2）この条例に基づく規則等の制定、改正又は廃止に関する事項 （3）市民参加手続きの実施および運用の状況の評価に関する事項 （4）前3号に掲げるもののほか、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項

調査審議会は、上記「（3）市民参加手続きの実施及び運用の状況の評価」において、これまで市民参加手続きを経るべきだがされていない行政活動について評価をしてこなかつたのではないでしょうか。言い換れば、調査審議会は、別表に定められた市民参加手続をとるべき行政活動に該当しないと石狩市が判断した事業に対して、本当に市民参加手続が必要ないかどうか、チェックする機能が欠如していると言えます。そのチェックをするのは調査審議会以外ありません。

この度、当会は2に示したように、石狩湾一般海域洋上風力発電事業は、石狩市民の市民生活に大きな影響があること等の事情により市民参加手続きを行う必要があると考えることから、本件の評価を遡って実施していただくよう求めます。さらに、本件の市民参加手続きを可能な限り遡って実施することを求める。

7 本条例施行規則、別表(第2条関係)の「市民参加手続の内容を定める上で考慮すべき事項」として、審議会等は「（1）次のいずれかに該当し、かつ、限定された数の市民の合議による検討の結果を聴いた上で事案の処理方針を決定する必要があると認められる場合には、審議会等に付議することを原則とす

ること。ア その行政活動の処理方針を決定する上で専門的立場からの知見、判断等が必要と認められるとき。イ その行政活動の処理方針の決定内容について、その中立性及び客觀性が特に強く求められるとき。ウ その行政活動の対象となる事案について市民の中に相反する利害が存在し、利害関係者の話し合いによりその調整が求められるとき。」とされています。

この取り決めるに従うと、本件は審議会に付議すべき案件です。まず石狩市は、本件の推進を決定する上で、石狩商工会議所を始めとする経済団体のバックアップを受け、最大の利害関係者である石狩湾漁業協同組合との調整を経て決断しました。これは限られた市民の合議によって行われたものです。また、その推進の判断に当たっては、海洋生態系や水産資源、景観、低周波騒音など専門家の知見や意見を仰いだ上で検討され、決定されるべきです。また、本件が漁業や住民生活に大きな影響を与える以上、その相反する利害関係者との話し合いや調整は公開で行われるべきと考えます。現状では、石狩市は市民の声を活かす条例を無視した形、つまり、石狩市民を無視した形で推し進めていることは明らかで、条例違反と言わざるを得ません。条例にのっとり市民参加手続きを踏んで推進する必要性について、市民参加制度調査審議会において検討することを求めます。

8 石狩市が北海道を介して国に情報提供した石狩湾一般海域での海上風力発電事業「希望区域図」に示された海域は、「石狩市風力発電ゾーニング計画」において「環境保全エリア」に相当します。「環境保全エリア」とは、風力発電の設置をしないで優先して環境を守るべきエリアです。石狩市自らが守るべきと決めたエリアが、なぜ希望区域とされたのか驚愕するばかりです。

このゾーニング計画策定は、環境省委託事業「平成29年度風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」として国の予算（国民の税金）6,000万円を投じて二ヵ年で行われました。本条例施行規則、別表(第2条関係)の「2 市の計画の策定」に該当し、審議会等に準ずる「検討委員会」(石狩市環境審議会委員が中心となり構成)、及び連合町内会や石狩市観光協会等、広範囲からの関係者が参加する3分野の部会が組織されました。この部会には公募による一般市民も参加しました。ゾーニング計画案はパブリックコメントにより、広く意見が募られ、それを反映した計画が策定されました。したがってこのゾーニング計画は正しく市民参加手続きを経て策定されたと言えます。

現行の「市民の声を活かす条例」は、ある行政活動の決定・策定への市民参加手続きについては取り決められていますが、市民参加制度を経て決定した行政活動が、市民の声を活かし運用されているかを監視する仕組みがありません。行政活動が正しく市民参加制度を適用して実施されているかをチェックする機能の確保とともに、運用監視の仕組みを本条例に盛り込むために、条例改正の検討を求める。6に記載したように、調査審議会は条例改正の建議をすることができます。市民参加手続を経て決定した「石狩市風力発電ゾーニング計画」が恣意的に市の独断によって覆されるという看過できない事態がおきていることを知りいただきたく、調査審議会で適正に審査され、市に提言されることを強く要望いたします。

<賛同者>

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会

個人

代表 安田 秀子	川田 深雪	杉山 和子	福岡 順子	千場 政子
会員 石岡 真子	岸 伸一	曾我 久子	藤田 幸右	三浦 博子
太田 郁子	神代 知花子	種田 昭夫	山内 幸子	土屋 絹子
岡本 恵子	倉内 久子	千喜良誠	吉田 幸恵	長尾 孝子
小川 光子	小林 行雄	富澤 仁		手代木隆二
柿崎 敦子	佐々木邦夫	南葉 ゆみこ		手代木澄枝
糟谷 奈保子	作田 伸子	沼崎 孝子		阿部 悅子
加藤 やすこ	紫藤 則子	芳賀 正志		阿部 包
				窪田 真理子

2020年9月24日

石狩市長 加藤 龍幸 様**石狩湾洋上風車建設反対道民連絡会**

共同代表：安田秀子（石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会）

後藤言行（錢函海岸の自然を守る会）

在田一則（一般社団法人 北海道自然保護協会）

事務所：〒061-3211 石狩市花川北1条5丁目307

電話：090-6211-1602

石狩湾一般海域での洋上風力発電事業を推進しないことを求める要望書

現在、石狩湾では、複数の超巨大洋上風力発電事業の環境影響評価が進められており、その総基数は500基以上におよびます。秋田県のように一海域が複数海域に分割され、複数の事業者が参入できる可能性を考えて事業を進めていると明言する事業者もいます。そうなった時は、石狩湾は数百基の超巨大風車が林立する風車の海と化してしまいます。誤った国策により、常軌を逸した異常事態が起きつつあります。

国のエネルギー政策は正しいのでしょうか？ 人口減少を考慮せずに将来の電力需要を予測した数字も見かけます。昨年4月の「再エネ海域利用法」施行以来、洋上風車バブルという声も聞かれます。洋上風力発電の適地と言われる北海道日本海側に、無秩序に節操もなく刺さりこむ事業者たちに、漁業者をはじめ地域住民は躊躇されています。これは地方の危機です。

北海道が設定した2020年度からの「第2期北海道創生総合戦略」の推進は、北海道の健全で豊かな自然環境が整っているからこそ、実現できるものと考えます。5つの重点戦略プロジェクトのうち、「心豊かに・北海道暮らし」プロジェクトでは、「持続可能な地域産業の振興」の枠組みの中に「厳しい経営下にある日本海漁業の振興」が挙げられています。

また、石狩市においても「第2次石狩市漁業振興計画」(2017～2021年)では、目指すべき姿として「持続可能で魅力ある漁業」が掲げられ、「第2期石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020～2024年)においても「戦略目標3 「地域資源」からモノやしごとを創る」の中で、「栽培漁業の推進や漁業経営の向上を図るために、本市の代表的な魚種であるサケやニシンをはじめ、ハタハタやワカサギなど、安定した漁業資源を確保する」と書かれており、石狩湾では栽培漁業を推進し、沿岸漁業を持続可能にしていく方向性が示されています。このためには、何よりも石狩湾の自然が健全で豊かでなければなりません。

あるのが当たり前と思っている北海道の雄大で豊かな自然ですが、自然は絶妙なバランスの上に成り立っていることを忘れてはいないでしょうか。海の生態系がまだ解明されていない洋上での風力発電事業は沿岸の海洋も含めた生態系を破壊し、沿岸漁業を衰退させる危険性があります。

私たちは、石狩湾周辺に住むものとして、安全・安心な生活環境と私たちの暮らしと産業を

支える豊かな自然環境を守るために、また、北海道民として、北海道の再生不可能な価値を守るために、以下の洋上発電をめぐる状況と理由から、石狩湾一般海域での洋上風力発電事業を推進しないことを強く求めます。

欧州における洋上風車の状況

洋上風車は、騒音と景観の問題を解決するために導入され、人が住む陸地から離れた沖合に風車が建設されるようになりました。最近の傾向として、単機の定格出力が 1.5 万 kW という超大型のものが実用化され、高さ 250m にもなる巨大風車の導入が進んでいます。出力が増すと風車から発生する騒音・低周波音・超低周波音の音圧レベルも高くなりますが、沖合に建設することで、人が住む陸地への波及を防ぎ、また、巨大な風車であっても小さく見え、あるいはほぼ見えなくなるため景観への影響が低減することから、欧州での洋上風車の建設場所は、現在、平均約 50km 沖となっています[1]。洋上風車の立地を認める離岸距離は、ドイツ・イギリス・オランダは 12 海里 (22.2km) 以上、デンマークは 12.5km 以上とされています[2]。

[1]"Status of Offshore Wind Energy Development in Germany" First Half of 2019 DEUTSCHE WINDGUARD

[2]電力中央研究所研究資料 No.Y19502 「再エネ海域利用法を考慮した洋上風力発電の利用対象海域に関する考察」2019 年 11 月 一般財団法人 電力中央研究所

日本における洋上風車の状況

現在、環境影響評価書あるいは準備書段階の国内の洋上風車の建設位置は、最大でも 4 km 沖となっています。一般海域を対象とする再エネ海域利用法では、12 海里 (22.2km) までの海域を扱うこととしており、この点が欧州と大きく異なっています。これは日本の周辺海域は欧州のように大陸棚が発達しておらず経費が安く工事が楽な着床式の建設を考えると、陸地から近い沿岸域に限られることになります。評価書や準備書によると、建設予定の洋上風車の規格は、最近の欧州のものと変わらない、単機出力 8,000～15,000kW が想定されているので、日本の洋上風車は、騒音や景観を全く配慮していないという、恐ろしい現実が見えてきます。

石狩湾における洋上風車の状況

現在、石狩湾一般海域で洋上風力発電事業を表明している事業者は 5 社となっています。コスモエコパワー株式会社は（仮称）北海道石狩湾沖洋上風力発電事業（8,000～12,000kW・最大 125 基、出力 100 万 kW）、シーアイ北海道合同会社は（仮称）石狩湾洋上風力発電事業（5,000～15,000kW・最大 200 基、出力最大 100 万 kW）、石狩湾洋上風力発電合同会社は（仮称）石狩・厚田洋上風力発電事業（9,500～12,000kW・最大 140 基、出力最大 133 万 kW）の計画段階環境配慮書の縦覧を終了しました。株式会社 JERA は（仮称）石狩湾沖洋上風力発電所建設計画（8,000～14,000kW・最大 65 基、最大 52 万 kW）の配慮書を本日まで縦覧中です。また、北海道電力株式会社も 30～50 万 kW の洋上風力発電事業推進を表明しています。

今後、まだ増え 10 社程が参入する状況になるとすることで、一促進区域に一事業者が選ばれることを考えると、異常事態と言えます。

去る 9 月 11 日、シーアイ北海道合同会社が進める（仮称）石狩湾洋上風力発電事業計画段階配慮書に対して、厳しい環境大臣意見が出されました。国内希少種オジロワシ・オオワシの生息、ノスリの渡り経路への重大な影響、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に選定され

ており、海生生物への影響懸念、暑寒別天売焼尻国定公園及びニセコ積丹小樽海岸国定公園内からの眺望景観への影響等を回避するためには計画の見直しを求めていました。したがって、石狩湾での洋上風力発電事業に対しては、環境省も相當に慎重な姿勢を示しており、事業推進はするべきではないと考えます。

理由1 環境アセスと促進区域の指定

石狩湾一般海域は、まだ国から促進区域に指定されていません。促進区域になるためには、道の推薦後、一つの促進区域に一事業者が、入札の結果決定されます。それにも関わらず、事業者はすでに計画段階環境配慮書を作成しアセス手続きに続々と取り掛かっています。やっでも無駄なアセス手続きを多くの事業者が取り組むことになれば、道の環境影響評価審議会や市の環境審議会はアセスの案件分の審議をしなければならず、委員は無駄骨を折ることになります。闇雲な参入をコントロールする仕組みが必要と思われます。検討を求めます。

理由2 ステークホルダー（利害関係者）として広い範囲の人々を

さらに事業者は重要なステークホルダーである漁業者と接触し、すでに話し合いが始まっています。お金での解決を国も勧めており、漁業者は漁場あるは漁業権を差し出すかわりにお金をもらう構図にはまってしまいます。その事業者が将来、事業を実施するかどうか不確定であるにもかかわらず、漁業者との交渉が行われていくことに大きな疑問を感じます。

また、海域の利害関係者として、地域住民、自然保護団体、マリンスポーツ愛好者、水産試験場等の研究機関が促進協議会のメンバーに入っていないのはおかしいと思います。海は漁業者だけのものではありません。北海道で組織される促進協議会には、上記の人達を加えるようお願いいたします。

理由3 健康影響が大いに懸念されます。私たちはモルモットではありません！

WHO（世界保健機構）欧州事務所は、2018年に「欧州地域向けの環境騒音ガイドライン」を公表し、その中で、風車騒音について暫定的な勧告値（時間帯補正等価騒音レベルで45dB[10%の住民が高度の不快感を訴えるレベル、定常音換算で約39dB]）を示しています。「夜間の騒音のガイドライン」(1999年)では、低周波成分が多い風車音は音圧レベルが低くても影響が発生する可能性があると注意喚起しています。デンマークでは、風車騒音に対して、44dB、39dB等の規制値が定められており、さらに安全を確保するために、それよりも15dB低い値を超えないことが求められています(29dB、24dBを超えない)。

日本においては、環境省が「風車騒音に関する指針」(2017年)の中で、風車音は、低周波音・超低周波音を考慮しない単なる騒音(A特性)として扱ってよいこと、風車音による直接的な健康影響が生じる可能性は低いことなどが述べられています。一方、環境省による全国疫学調査の報告(2016年)では、風車騒音(41dBを超えると)と睡眠障害の有意な関連性が示されているが、睡眠障害を直接的な健康影響と認めていない点は大変不可解です。低周波音による健康影響は、消費者庁が調査したヒートポンプ式給湯設備による被害例、西名阪自動車道公害事件(高架式道路から発生した低周波音による被害)等が知られており、風車からの低周波音による健康被害例は世界中から報告されており、環境省がこのまま、風車音による健康影

響を認めず、海外のようにより安全側を考慮した規制値を設定しない状況が続くとしたら、全国の風車建設地周辺で健康被害が発生し続けることになるでしょう。現時点でも、全国各地から被害発生の情報が発信されています。

洋上風車は特に単機出力が大きく、また総出力も大規模な計画がほとんどなので、離岸距離数キロの日本の洋上風車では、健康影響が大規模に発生することが予想されます。

オーストラリアにおいては、裁判所の判決として、風車音により健康影響が起こるということが結論づけられています。

石狩湾は、湾中央部以外は高い崖や山地が連なっており、冬季、大気に逆転層が発生した場合、低周波・超低周波音は減衰せずにより遠くまで届き（90kmに及ぶとの報告あり）、湾内で反射・増幅が起こる可能性があり大変危険です。また、曇りの日には、低周波・超低周波音が雲に反射し、予想外の被害を起こす可能性もあります。湾周辺には、積丹町・古平町・余市町・小樽市・札幌市・石狩市の、多くの住民が暮らしており、健康被害の発生が広範囲に及ぶことも想定されます。

理由4 景観が台無し！ 失われる海辺の自然の風景、日本海に沈む夕陽の光景

単機出力15,000kWの風車は高さ約250mにもおよび、札幌テレビ塔の1.7倍にもなります。これらの高い風車群は、石狩湾を取り囲んで存在する3町・3市の海水浴場や海を望む眺望点から嫌が応でも見ることになり、海辺の自然の風景を楽しむことはできなくなります。周辺の山々から石狩湾を眺望する時にも目に入るでしょう。特に石狩市厚田区からは、日本海に沈む夕陽の自然のままの様子を楽しむことができなくなり、観光資源を失うことになります。海辺に暮らす人々の生活景観にも影響が及びます。何よりも暑寒別天売焼尻国定公園及びニセコ積丹小樽海岸国定公園内からの眺望景観も大きく損なわれます

理由5 天然記念物オジロワシのバードストライクはあってはならない

石狩湾周辺の崖を利用して繁殖しているカモメ類や海鳥類・周辺陸地に生息するオジロワシ・オオワシ等の稀少猛禽類への影響が強く懸念されます。石狩湾はノスリ等の渡りのルートでもあり、希少種を含む多くの野鳥が観察されており、影響は必至です。海鳥のための重要な海域も存在しており、心配の種は尽きません。コウモリ類への影響も同様です。

理由6 海の自然（生態系）への影響が心配です

石狩湾の面積の半分近くを占める水深50mより浅いエリアは、環境省が抽出した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」となっています。ニシン・ハタハタ・スケトウダラ等、多くの魚類等の産卵場所・生育場所であり、またハヤブサやショウドウツバメなど各種の海鳥の繁殖場所になっています。多様な生物種が存続するために必要な重要な海域です。水産資源であるニシン・サケの稚魚は放流されると沿岸域で成長し幼魚となります。

海の自然を擁したニセコ積丹小樽国定公園と暑寒別天売焼尻国定公園も存在します。石狩湾は北海道の日本海側の自然の要の役割を担っていると考えられます。とりわけ、野鳥も含めた陸生・海生の膨大な生き物の種が存続するために必要不可欠な場所になっており、一帯の生態系のバランスを保っている最重要の場所だと考えられます。海流や漂砂への影響が砂浜の侵食や海の生態系へ及ぶことも懸念されます。

理由7 漁業への影響はもっと心配 サケ、ニシン、シャコ、カレイ、ホッキは大丈夫？

工事中に発生する汚泥や衝撃的な杭打ち音、稼働時のブレードの回転などに伴う振動そのものや振動音が、海中や海底の魚類や貝類などの水産資源に影響を及ぼさないという科学的根拠はありません。カレイ類は石狩湾が主要な産卵場となっており、ここで生まれたカレイ類は海流に乗ってオホーツク海まで達することが明らかになっています。石狩湾の海洋生態系がダメージを受けた場合、その影響は広域に及ぶ危険性は極めて高いと考えるべきです。

“HOME BY THE SEA”という YouTube 動画があり、北海で漁業を営む漁師達が、最近建設された洋上風車群により、漁場が衰退し、その惨状を訴えています。例えば、海底に打ち込まれたポールにより水流が変わり、海底の土壤構成が変わり、底生のヒラメ類が完全に姿を消したり、ホタテ貝の稚貝が風車建設工事期間中に大量死したり、産卵場所・繁殖場所に風車が建つとともにや産卵できず、魚は消滅してしまう、風車が設置されると空気と水の流れが変わり大自然はひっくり返ってしまう、風車を建てる前にしっかりと調査をすべき等を訴えています。

経済産業省は、環境影響評価項目として海域の生態系については、調査手法等が確立していないので実施しなくてよいとしていますが、それは許されることではありません。調査ができるのならば、そこで風車建設はすべきではありません。

石狩市のある漁師さんは、「もう陸にも海にも風車はいらない」と語っていました。

先の総合戦略で「厳しい経営下にある日本海漁業の振興」が挙げられています。洋上風力発電の海洋生態系や漁業への影響は不明な部分が多いです。そうであるからこそ、厳しい経営下にある日本海漁業の振興の立場から洋上風力発電の開発は一層慎重に考える必要があります。北海道の日本海漁業の振興を目指すのであるならば、北海の例から、種の存続に重要な石狩湾において洋上風車建設はるべきではないことは自明です。

さらに、漁業を支える健全な仕組みが必要です。漁業者にとって飴と鞭を与えられるような状況は、絶対に好ましいものではありません。北海道の漁業者と漁業をしっかりと守る方策を考えていただきたいものです。

以上

別紙 2

石聴生第 697 号
令和 2 年 10 月 8 日

石狩湾洋上風車建設反対道民連絡会 共同代表
安 田 秀 子 (石狩海岸の風力発電を考える石狩市民の会) 様
後 藤 言 行 (錢函海岸の自然を守る会) 様
在 田 一 則 (一般社団法人北海道自然保護協会) 様

石狩市長 加 藤 龍 幸



石狩湾一般海域での洋上風力発電事業を推進しないことを求める要望書に対する回答について

日頃より、市政執行につきまして格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和 2 年 9 月 24 日付けで提出のありました要請書について、別紙のとおり回答いたします。

石狩市環境市民部広報・市民生活課（担当：小林）
〒061-3292 石狩市花川北 6 条 1 丁目 30-2
Tel: 72-3191 / Fax: 72-3199
E-mail : seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp

回 答 書

私たちは、石狩湾周辺に住むものとして、安全・安心な生活環境と私たちの暮らしと産業を支える豊かな自然環境を守るために、また、北海道民として、北海道の再生不可能な価値を守るために、石狩湾一般海域での洋上風力発電事業については、石狩湾の海洋を含めた生態系への大きなダメージが予想され、沿岸漁業の衰退、自然・生活・快適環境の劣化が大きく懸念されるため、石狩湾一般海域での洋上風力発電事業を推進しないことを強く求めます。

一般海域における洋上風力発電は、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づき進められる事業となっております。

この法律では、国が基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって法で定める基準に適合するものを、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」として指定することが出来るとされ、この指定を受けた区域が法に基づき洋上発電事業を進めていくこととなります。

石狩湾沖の海域では、民間事業者が洋上風力発電事業の検討を行っていることは承知しておりますが、地域として促進区域の指定に向けた検討はされておらず、市は中立な立場となっております。

のことから、今回いただきました要望については、今後検討する場合において、ご意見の一つとして参考にさせていただきます。

【担当：環境市民部環境政策課、環境保全課、企画経済部林業水産課】